

鎌ヶ谷市電子入札システム運用基準

鎌 ヶ 谷 市

1. 総則	4
1-1 趣旨	4
1-2 用語の意義	4
2. 共通事項	6
2-1 電子入札システムについて	6
2-2 電子入札システムの利用者について	6
2-3 対象入札方式	6
2-4 対象入札案件	6
2-5 入札情報サービスシステムについて	6
2-6 システムの運用時間	7
3. 電子入札システム	8
3-1 ICカードの取扱いについて	8
3-1-1 利用者登録について	8
3-1-2 利用者登録内容の変更について	8
3-1-3 ICカードの名義人について	8
3-1-4 ICカード複数枚の登録について	9
3-1-5 ICカードの更新について	9
3-1-6 ICカードの失効について	9
3-1-7 入札参加中のICカードの取扱い	9
3-1-8 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い	10
3-2 対象入札案件の取扱いについて	10
3-2-1 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出について	10
3-2-2 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出後の辞退について	10
3-2-3 入札参加申込締切日時を変更した場合について	10
3-2-4 案件が変更された場合について	10
3-2-5 案件が取り消しされた場合について	10
3-3 一般競争入札参加資格確認申請書等の添付資料の取扱いについて	11
3-3-1 必要書類の添付について	11
3-3-2 ファイルの圧縮形式について	11
3-3-3 電子入札システムで添付できない必要書類の提出について	11
3-3-4 必要書類の再提出について	12
3-3-5 ウィルス対策について	12
3-4 指名通知及び入札書の取扱いについて	13
3-4-1 指名通知について	13
3-4-2 入札書の提出について	13

3-4-3	入札書受付締切予定日時を変更した場合について	13
3-4-4	入札書提出後の辞退について	13
3-4-5	入札書未提出の取扱いについて	14
3-5	入札金額内訳書の取扱いについて	15
3-5-1	入札金額内訳書の添付について	15
3-5-2	ファイルの圧縮形式について	15
3-5-3	電子入札システムで添付できない入札金額内訳書の提出について	15
3-5-4	ウィルス対策について	15
3-6	開札について	17
3-6-1	開札方法について	17
3-6-2	開札時の立ち会いについて	17
3-6-3	落札者決定について	17
3-6-4	くじになった場合の取扱い	17
3-6-5	再度入札について	18
3-6-6	不落随意契約について	18
3-6-7	入札の保留について	18
3-6-8	開札の延期について	18
3-6-9	入札の取止めについて	18
3-6-10	入札結果公表について	19
3-7	電子入札案件に紙入札業者として参加する場合	20
3-7-1	紙入札業者として参加を認める場合の条件について	20
3-7-2	紙入札業者として参加する場合の取扱いについて	20
3-7-3	紙入札業者の提出期限及び提出場所について	20
3-7-4	紙入札業者の再度入札について	20
4.	入札情報サービスシステム（PPI）	21
4-1	案件公表の範囲	21
4-1-1	システムの利用者について	21
4-1-2	対象案件の範囲	21
4-1-3	電子入札対象案件の明示	21
4-2	入札情報サービスシステムの提供情報について	21
4-2-1	入札公告	21
4-2-2	入札予定	21
4-2-3	入札結果	21
5.	システム障害等の取り扱いについて	22
5-1	発注機関のトラブル	22
5-2	電子入札業者のトラブル	22

5-2-1	入札参加希望業者が I C カードを紛失又は破損した場合	22
5-2-2	入札参加業者が I C カードを紛失又は破損した場合	22
5-2-3	プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合	22
5-2-4	停電が起こった場合	23
5-2-5	機器類（パソコン等）に障害が起こった場合	23
5-2-6	その他の場合	23
6.	不正行為等の取り扱いについて	24
6-1	I C カードを不正使用等した場合の取扱いについて	24
6-2	添付された書類にウィルス感染があった場合	24

1. 総則

1-1 趣旨

この運用基準は、鎌ヶ谷市電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、法令又は鎌ヶ谷市電子入札約款（平成 19 年 11 月施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1-2 用語の意義

(1) 鎌ヶ谷市電子入札システム

鎌ヶ谷市（企業部を含む。以下同じ）の発注する工事又は製造の請負、測量、調査、設計等の委託及び物品の買入れ等に係る入札案件の登録から参加申請書・入札書の提出や受理並びに落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）をコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して処理するシステムをいう。

なお、鎌ヶ谷市電子入札システムは、ちば市町村共同利用電子調達システムにおける電子入札システムを利用するものとする。

(2) 入札情報サービスシステム

入札公告、入札結果等に関する情報をインターネット上に公表するシステムをいう。

なお、鎌ヶ谷市の入札情報サービスシステムは、ちば市町村共同利用電子調達システムにおける入札情報サービスシステムを利用するものとする。

(3) 入札参加資格者名簿

鎌ヶ谷市入札参加資格者名簿をいう。

(4) 電子入札

この運用基準において、電子入札システムで処理する入開札事務をいう。

(5) 紙入札

紙に記載した競争入札参加資格確認申請書、入札書及び見積書等を使用して行う入開札事務をいう。

(6) 電子入札業者

この運用基準において、電子入札システムに参加する入札参加者をいう。

(7) 紙入札業者

紙に記載した競争入札参加資格確認申請書、入札書及び見積書等を使用して行う入札参加者をいう。

(8) IC カード

コアシステム対応認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいい、電子入札業者と鎌ヶ谷市の双方で IC カードを使用した情報のやり取りを行う。インターネットなどを利用した電子文書のやり取りで、なりすましや改ざんを防止するために使用される。

(9) 電子くじ

電子くじの公平性を保つため、電子入札業者が入力した任意の数値（くじ入力番号）と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定するシステムをいう。

2. 共通事項

2-1 電子入札システムについて

電子入札システムとは、入札手続き及びこれに関連する情報公表等をインターネット技術を利用して行うことにより、入札過程におけるコストの縮減を図るとともに、鎌ヶ谷市における入札・契約事務のより一層の透明性を図るものとする。

また、このシステムは、従来紙により行われてきた各業務を電子化することにより、入札・契約事務の簡素化・合理化を図るものとする。

システムは、鎌ヶ谷市で案件登録、入札参加資格、入札書等の受付確認及び通知、開札執行、開札結果の通知などを行う「発注者機能」、電子入札業者側で入札書提出などを行う「受注者機能」、電子データの授受、非改ざん等を保証する「電子認証機能」などから構成される。

2-2 電子入札システムの利用者について

電子入札システムを利用する者は、ちば市町村共同利用電子調達システムを利用できる認証局（以下「コアシステム対応認証局」という。）が発行した電子証明書を格納した IC カード（以下「IC カード」という。）を取得し、入札参加資格者名簿に登録された者とする。

注：電子証明書とは、情報の発信者が本当に本人であることを受信者に証明する電子的な証明書で、インターネット上の身分証明書として利用する。

2-3 対象入札方式

電子入札システムの対象入力方式は、次の入札方式とする。

- ① 一般競争入札方式
- ② 指名競争入札方式
- ③ 随意契約

2-4 対象入札案件

この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ鎌ヶ谷市が指定及び公表する、工事又は製造の請負、測量、調査、設計等の委託及び物品の買入れ等に係る調達案件に適用する。

この基準を適用する入札にあつては、原則として全ての入札参加者がシステムにより電子入札を行うものとする。

2-5 入札情報サービスシステムについて

入札情報サービスシステムにおいて、調達案件や入札結果などの情報をインターネット上に公表することで、案件閲覧に伴う物理的・時間的制約等の軽減による入札参加業者に

おける入札機会享受の平準化と、鎌ヶ谷市の保有する情報を広く市民に公表することで、電子入札の透明性の向上を図るものとする。

2-6 システムの運用時間

電子入札システムの運用時間は、原則として次の表のとおりとする。

No.	対象者	電子入札システム
1	発注機関	8:00 から 24:00 まで (県の休日も含む)
2	入札参加者	8:00 から 24:00 まで (県の休日も含む)

ただし、システムメンテナンス等によりシステムを停止できるものとする。

その場合、ちば市町村共同利用電子調達システムポータルサイト又は鎌ヶ谷市ホームページにおいて公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3. 電子入札システム

3-1 ICカードの取扱いについて

3-1-1 利用者登録について

電子入札システムの利用者登録は、初めて電子入札システムを利用する場合及び新しくICカードを取得した場合に行うものとする。

利用者登録は、入札参加資格者名簿とICカードの情報が一致していなければならない。

3-1-2 利用者登録内容の変更について

電子入札利用者登録事項に変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

変更内容は以下のものとする。

企業情報

- ① 代表電話番号
- ② 代表FAX番号
- ③ 部署名

代表窓口情報、ICカード利用部署情報

- ① 連絡先名称（部署名等）
- ② 連絡先郵便番号
- ③ 連絡先住所
- ④ 連絡先氏名
- ⑤ 連絡先電話番号
- ⑥ 連絡先FAX番号
- ⑦ 連絡先メールアドレス

3-1-3 ICカードの名義人について

ICカードの名義人（商号又は名称、住所を含む。以下同じ。）は、鎌ヶ谷市入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人（年間委任状にある受任者とする。以下同じ。）とする。

ただし、代理人は代表者のICカードを利用できる。

なお、名義人の変更等の事由が発生した場合、必要に応じて再取得の手続きをとるものとする。

3-1-4 ICカード複数枚の登録について

入札参加者は、ICカードの喪失又は破損等に備えて、予備のICカードを購入しあらかじめ利用者登録を行うことを推奨する。

3-1-5 ICカードの更新について

入札参加者は、ICカードの有効期限切れが間近の場合、ICカードの更新を行うものとする。

また、ICカードの更新は、旧ICカードの有効期限内に限り実施可能なものとする。

ただし、更新のための新規ICカードは、「所属組織名」「所属組織の本店所在地」「利用者氏名」「利用者の住所（ローマ字表記）」のカード登録内容のすべてが旧ICカードと一致するものとする。

ICカードの更新後、旧ICカードは有効期限内であっても利用不可能となるため注意するものとする。

3-1-6 ICカードの失効について

以下に示す事象が発生した場合、ICカードが失効となるため、速やかに認証局へICカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続きをとるものとする。

- ① 紛失・盗難
- ② 破損
- ③ 利用中止
- ④ ICカードがロックした時（ICカード用PINの誤入力）
- ⑤ 名義人となっている代表者を変更した時
- ⑥ 以下に示す、電子証明書情報を変更した時
 - 利用者氏名
 - 利用者の住所
 - 所属組織名
 - 所属組織の本店所在地
(登記簿事項証明書記載の本店住所が変更となった場合のみ)
- ⑦ 利用者が退職した時

3-1-7 入札参加中のICカードの取扱い

電子入札業者は、入札書の提出から開札手続きが終了するまで同一のICカードを使用し、開札予定日前にICカードの有効期限が切れることがないように注意するものとする。

3-1-8 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い

特定建設工事共同企業体（以下、「特定JV」という。）用に使用できるICカードは、特定JVの構成員の代表者（入札参加資格者名簿に登載されている者）又は代理人のICカードとする。

3-2 対象入札案件の取扱いについて

3-2-1 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出について

入札参加希望者は電子入札案件について、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出は、電子入札システムで行わなければならない。

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出を、入札参加申込締切日時（締切日時直前）から相当な期間余裕を持って提出するものとする。

3-2-2 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出後の辞退について

入札参加者の都合により、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出後、入札書の提出前に入札を辞退する場合、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより辞退の理由を明記した辞退届を提出するものとする。

3-2-3 入札参加申込締切日時を変更した場合について

鎌ケ谷市の都合により入札参加申込締切日時を変更した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、鎌ケ谷市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-2-4 案件が変更された場合について

鎌ケ谷市の都合により調達案件情報を修正した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、鎌ケ谷市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-2-5 案件が取り消された場合について

鎌ケ谷市の都合により入札参加申込締切日時前、入札書受付締切予定時刻前及び開札前に調達案件を取り消した場合、既に提出済みの一般競争入札参加資格確認申請書、入札書等は無効とし、入札参加申込みをした者に対し電子入札システムにより中止通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに中止通知書の内容を確認するものとする。

また、鎌ケ谷市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情

報に留意するものとする。

3-3 一般競争入札参加資格確認申請書等の添付資料の取扱いについて

3-3-1 必要書類の添付について

一般競争入札参加資格確認申請書等の必要書類は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、ファイル容量は1MB以内とする。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2007形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2007形式以下での保存
3	PDFファイル	Acrobat10以下で作成したもの
4	テキストファイル	—
5	画像ファイル	JPEG及びGIF形式

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

3-3-2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、ZIP形式によるものとする。

3-3-3 電子入札システムで添付できない必要書類の提出について

添付する書類のサイズが合計1MBを越える場合、別途指定がある場合及び添付することが困難な書類にあつては、郵送又は持参（以下「郵送等」という。）により提出するものとする。

この場合、「提出書類一覧表」（様式1）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで送信した後、次により郵送等で提出するものとする。

- ① 電子入札システムの競争入札参加申込書提出完了確認画面を印刷したもの及び当該提出にかかる必要書類一式を同封の上、封筒の表に件名を朱書きするものとする。
- ② 郵送にあつては、配達記録が残る書留郵便等を利用すること。
- ③ 提出期限は、電子入札システムの参加申込締切日時と同一とし、期限内必着とする。
- ④ 提出先は、公告文記載の契約担当課とする。

なお、郵送等により提出する場合は、電子入札システムによる方法と郵送等による方法により分割して必要書類一式を提出することは認められないので注意するものとする。

鎌ヶ谷市は必要な関係書類をすべて受理した時点で、電子入札システムにより参加申

請書受付票を発行するものとする。

<添付することが困難な書類の例示>

- ① 提出資料に係る電子ファイルにウイルス感染があることが判明し、完全にウイルスを駆除することができないもの
- ② 図面を添付する必要がある調達案件において、当該図面サイズが大きく電子化することが困難なもの

3-3-4 必要書類の再提出について

一般競争入札参加資格確認申請書等に添付した書類に誤り等があり受付票を受理していない時は、参加申込締切日時までに鎌ヶ谷市に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得たものに限り必要書類の再提出ができるものとする。

3-3-5 ウィルス対策について

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウイルス感染のチェックを行うものとする。

添付された書類にウイルス感染があった場合、鎌ヶ谷市は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

3-4 指名通知及び入札書の取扱いについて

3-4-1 指名通知について

指名通知は、電子入札システムを利用して、行うものとする。指名通知書の内容は、以下のものとする。

- | | | |
|------------|------------|------------|
| ・入札参加業者コード | ・企業名称 | ・代表者氏名 |
| ・通知書番号 | ・調達案件番号 | ・調達案件名称 |
| ・入札開始日時 | ・入札書提出締切日時 | ・内訳書開封予定日時 |
| ・開札予定日時 | ・指名理由 | ・その他連絡事項 |

3-4-2 入札書の提出について

入札参加者は電子入札案件について、入札書の提出は、電子入札システムで行わなければならない。

入札書の提出期限は、あらかじめ鎌ケ谷市が設定した入札書受付締切予定日時をもって、システムにより締切りするものとする。

以降鎌ケ谷市は、いかなる場合においてもその後は、入札書を受付けないものとする。

入札書受付締切予定日は、入札書受付開始予定日の翌日以降とし、開札予定日は、入札書受付締切予定日の翌日を標準とする。

ただし、入札書受付締切予定日時の翌日が休日の場合、休日の翌日とする。

入札参加者は、入札書の提出を、入札書受付締切予定日時（締切日時直前）から相当な期間余裕を持って提出するものとする。

3-4-3 入札書受付締切予定日時を変更した場合について

鎌ケ谷市の都合により入札書受付締切予定日時を変更する場合、電子入札システムにより入札参加者に対し日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

また、鎌ケ谷市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-4-4 入札書提出後の辞退について

入札参加者の都合により、入札書の提出後に入札を辞退する場合、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより辞退の理由を明記した辞退申請書を提出するものとする。

3-4-5 入札書未提出の取扱いについて

入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに、入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合、「未入札」として取り扱うものとする。

3-5 入札金額内訳書の取扱いについて

3-5-1 入札金額内訳書の添付について

入札金額内訳書は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、ファイル容量は1MB以内とする。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2007 形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2007 形式以下での保存
3	PDF ファイル	Acrobat10 以下で作成したもの
4	テキストファイル	—
5	画像ファイル	JPEG 及び GIF 形式

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

3-5-2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、ZIP 形式によるものとする。

3-5-3 電子入札システムで添付できない入札金額内訳書の提出について

添付する入札金額内訳書のサイズが合計1MBを越える場合、別途指定がある場合及び添付することが困難な場合にあつては、郵送等で提出するものとする。

この場合、「提出書類一覧表」（様式1）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで送信した後、次により郵送等で提出するものとする。

- ① 二重封筒とし、中封筒に入札金額内訳書を入れ、その表に入札金額内訳書在中の旨並びに件名を記入すること。
- ② 表封筒に「入札書受信確認通知」を印刷したもの及び中封筒を入れること。
- ③ 郵送にあつては、入札書受付締切予定日を指定（配達日指定郵便）して、配達記録が残る書留郵便等を利用すること。
- ④ 提出先は、公告文記載の契約担当課とする。

上記の規定にかかわらず、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

3-5-4 ウィルス対策について

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。

添付された書類にウイルス感染があった場合、鎌ヶ谷市は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

3-6 開札について

3-6-1 開札方法について

鎌ケ谷市は、開札を事前に設定した開札予定日時に速やかに行うものとする。

ただし、紙入札による入札参加者がいる場合は、入札執行職員が、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録後、電子入札書を一括開封し落札者決定を行うものとする。

3-6-2 開札時の立ち会いについて

電子入札方式による入札参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。立ち会いを希望する場合は、開札日前日までに鎌ケ谷市に連絡するものとする。

なお、代理人が立ち会う場合は立会い委任状（様式4）を立ち会い時に提出するものとする。

また、紙入札による参加者がいる場合は紙媒体の入札書を持参し、開札に立ち会うことができるものとする。

紙入札による参加者がいない場合で、立ち会いを希望する電子入札業者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

3-6-3 落札者決定について

鎌ケ谷市は落札者が決定した場合、電子入札システムにより入札参加者全員に落札者決定通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに落札者決定通知書の内容を確認するものとする。

3-6-4 くじになった場合の取扱い

落札となるべき同価格の入札参加者が二人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合、鎌ケ谷市はただちに電子入札システムにおいて電子くじを実施し、電子入札システムにより入札参加者全員に落札者決定通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに落札者決定通知書の内容を確認するものとする。

紙入札業者の場合は入札書に記載したくじ入力番号を入札執行者が入力するものとする。

ただし、くじ番号の記載がない場合は、電子入札システムから機械的に付番される番号をくじ番号とする。

3-6-5 再度入札について

鎌ケ谷市は再度入札が必要な場合、入札参加者のうち再度入札対象者に対し、電子入札システムから電子メールにより、再入札通知書を発行した旨を通知するものとする。

再度入札対象者は、電子入札システムより速やかに再入札通知書の内容を確認するものとする。

入札書又は見積書（以下「再入札書等」という。）の提出期限は、原則として初回開札日の翌日以降とする。

ただし、鎌ケ谷市が「すべての再入札書等の提出が確認できれば直ちに開札する」旨を再入札通知書又は、見積依頼通知書に明記してある場合、すべての再入札書等の提出を確認後、直ちに開札するものとする。

3-6-6 不落随意契約について

鎌ケ谷市は不落随意契約（落札者がいないときの随意契約（以下、「不落随意」という。））に移行する場合、電子入札システムにより見積依頼対象者に見積依頼通知書を発行するものとする。

見積依頼対象者は、電子入札システムより速やかに見積依頼通知書の内容を確認するものとし、以下の通り処理を行うものとする。

ただし、下記の処理を行わない場合、入札参加意思のない者と見なすものとする。

- ① 見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと
- ② 見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること

3-6-7 入札の保留について

鎌ケ谷市は入札を保留する場合、電子入札システムにより入札参加者全員に保留通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。

3-6-8 開札の延期について

鎌ケ谷市が開札を延期する場合、電子入札システムにより入札参加者全員に日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

3-6-9 入札の取止めについて

鎌ケ谷市が入札不調等により入札を取止めする場合、電子入札システムにより入札参加者全員に取止め通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに取止め通知書の内容を確認するものとする。

3-6-10 入札結果公表について

開札を行った場合、鎌ヶ谷市は入札結果を電子入札システムにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

また、入札情報のサービスシステムにより入札結果を参照できるものとする。

3-7 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合

3-7-1 紙入札業者として参加を認める場合の条件について

鎌ケ谷市は、次の事由に該当する場合に限り、紙入札業者による入札参加を認めるものとする。

- ① 紙入札業者が、電子入札導入のため IC カード発行の申請中の場合
- ② 電子入札業者が、IC カードの記載事項（名義人等）の変更により電子入札システムが利用できない場合
- ③ 電子入札業者が、IC カードの失効及び破損等で IC カードが使用できなくなり、IC カード再発行の申請中の場合
- ④ 電子入札業者が、自然災害等によりパソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できない場合
- ⑤ その他、鎌ケ谷市がやむを得ないと認めた場合

3-7-2 紙入札業者として参加する場合の取扱いについて

紙入札業者として入札に参加する場合、入札参加申込締切日時までに「紙入札方式参加届出書」（様式 2）を鎌ケ谷市へ持参し提出するものとする。

また、電子入札業者として入札に参加したのち、前項②、③及び④の理由により、電子入札システムを利用できない場合、入札書受付締切予定日時までに「紙入札方式参加届出書」（様式 2）を鎌ケ谷市へ持参し提出するものとする。

ただし、紙入札業者として入札参加申込みした後の電子入札業者への変更は認めないものとする。

3-7-3 紙入札業者の提出期限及び提出場所について

紙入札業者として入札に参加する場合の一般競争入札参加資格確認申請書及び入札書等の提出期限、提出場所及び提出方法は、「紙入札方式参加届出書」（様式 2）を鎌ケ谷市に提出した時、通知されるものとする。

3-7-4 紙入札業者の再度入札について

鎌ケ谷市は再度入札となった場合 3-6-4 の規定により再度入札を実施するため、紙入札業者は開札場所にて「入札書」（様式 3）を提出するものとする。

4. 入札情報サービスシステム (PPI)

4-1 案件公表の範囲

4-1-1 システムの利用者について

全ての市民は、IC カード等の電子認証を必要とせず、入札情報サービスシステムを利用できるものとする。

4-1-2 対象案件の範囲

入札情報サービスシステムへの公表対象案件は、鎌ヶ谷市が発注する工事又は製造の請負に係る紙入札、電子入札等の入札情報とするものとする。

4-1-3 電子入札対象案件の明示

入札情報サービスシステムで公表される電子入札案件は、市民及び入札希望者が電子入札案件であることがわかるようにする。

4-2 入札情報サービスシステムの提供情報について

4-2-1 入札公告

入札公告は、競争入札に係る建設工事等の概要、参加資格、設計図書などを記載した入札を公告するものとする。

4-2-2 入札予定

入札予定は、入札の予定が決定した建設工事等の概要などの情報を公表するものとする。

また、公表期間は、入札終了日までとする。

4-2-3 入札結果

入札結果は、入札を実施した建設工事等の入札参加者、入札金額、落札者などの情報をすみやかに公表するものとする。

また、公表期間は、開札日から翌年度の3月31日までとする。

5. システム障害等の取り扱いについて

5-1 発注機関のトラブル

鎌ケ谷市は、電子入札システム用サーバー及びネットワークなどに障害が発生し、入札業務が処理出来ないことが判明した場合、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入札業務の延期、紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

この場合、鎌ケ谷市は状況に応じて鎌ケ谷市ホームページ、電子メール、電話、FAX等の手段により入札参加者（入札参加希望者を含む）に連絡・公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

5-2 電子入札業者のトラブル

5-2-1 入札参加希望業者がICカードを紛失又は破損した場合

入札参加希望業者は、入札参加申請前にICカードを紛失又は破損した場合、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、ICカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

ICカードの再発行が間に合った場合又は予備のICカードが準備できている場合は、再発行後のICカード又は予備のICカードにより電子入札システムに参加するものとし、ICカードの再発行が間に合わなかった場合又は予備のICカードを準備できない時は、速やかに3-7の規定により紙入札業者として入札に参加する手続きを行うものとする。

5-2-2 入札参加業者がICカードを紛失又は破損した場合

入札参加者は、入札参加途中でICカードを紛失又は破損した場合、速やかに3-7の規定により紙入札業者として入札に参加する手続きを行うものとする。

また、入札参加者は、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、ICカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

5-2-3 プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合

入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合、インターネット接続業者又は認証局等に電話連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3-7の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

また、入札参加希望者は電子入札参加前に、インターネット接続業者又は認証局等のホームページにアクセスし、サービスの運用状況等のチェックを行うものとする。

5-2-4 停電が起こった場合

入札参加者は、天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合、テレビ・ラジオ等のメディア情報により、復旧の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3-7の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

5-2-5 機器類（パソコン等）に障害が起こった場合

入札参加者は、機器類（パソコン等）に障害が起こった場合、購入した販売店又はメーカー等に電話等で連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時、又は、代替機器を準備できない時は、速やかに3-7の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

5-2-6 その他の場合

入札参加者は、上記以外の事象により電子入札システムに参加できなくなった場合、又は、電子入札に関する質問等がある場合、千葉県電子調達システム又はちば市町村共同利用電子調達システムのポータルサイトに掲載してある、よくある質問（FAQ）を参照し、該当事例がある場合は、その対応方法に従い対応するものとする。

また、上記により対応できない場合は、鎌ヶ谷市に電話連絡を行い、その指示に従い対応するものとする。

6. 不正行為等の取り扱いについて

6-1 ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて

鎌ヶ谷市は、入札参加者が次に掲げる場合その他ICカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができるものとする。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとする。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、事業の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

不正に使用等した場合の例示

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者又は利用者に関する情報が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は利用者のICカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対して、故意に複数のICカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出して入札に参加した場合

6-2 添付された書類にウイルス感染があった場合

3-3-4 又は 3-5-3 の規定により、鎌ヶ谷市が警告したにも関わらず有効な処置を講じ、再度ウイルスに感染した書類を添付した者については、指名停止等の措置を行うものとする。

改定履歴

平成 19 年 11 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改正

令和元年 5 月 1 日改正

様式1

提出書類一覧表

年 月 日

(あて先) 鎌ヶ谷市長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者
(受任者)

㊟

入札参加に必要な下記の書類について別途提出します。

記

1 工事等の名称

2 工事等の場所

3 提出書類名

(1) _____ ページ数: _____

(2) _____ ページ数: _____

(3) _____ ページ数: _____

(4) _____ ページ数: _____

4 提出方法

郵 送

持 参

様式 2

紙入札方式参加届出書

年 月 日

(あて先) 鎌ヶ谷市長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者

㊟

(受任者)

下記案件について、鎌ヶ谷市電子入札システムによる電子入札に参加できないので、紙入札による参加を届出します。

記

1 工事等の名称

2 工事等の場所

3 電子入札システムに参加できない理由 (□にチェックしてください。)

IC カードの取得中

新規取得

記載事項変更のための再取得

失効・破損等による再取得

その他 (具体的に記載してください。)

様式 3

入 札 書

工事等の名称 _____

工事等の場所 _____

金 額		十億		百万		千			

※ 一枠ごとに算用数字で記入し、頭部に¥をつけること。

契約締結に関する法令及び鎌ヶ谷市財務規則の定めるところに従い、仕様書、図面、契約書案及び現場等熟覧の上、上記金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額にて請負いたします。

くじ番号

--	--	--

※ 任意の 3 桁の数字を記入する。

年 月 日

(あて先) 鎌ヶ谷市長 様

住 所

商号又は名称

入 札 者

代表者職氏名

㊟

代理人氏名

㊟

様式 4

立 会 委 任 状

年 月 日

(あて先) 鎌ヶ谷市長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 ㊟
(受任者)

私は都合により次の者を代理人と定め、下記案件の開札立会いに関する一切の権限を委任いたします。

代理人氏名 ㊟

記

1 工事等の名称

2 工事等の場所

(注) 年間代理人の方から委任される場合は、使用印鑑届兼委任状の写しも併せて提出してください。